

貸 借 対 照 表

(2023年 3月31日現在)

(単位：千円)

勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,169,368	流 動 負 債	4,117,995
現 金 及 び 預 金	27,578	支 払 手 形	335,012
受 取 手 形	577,194	買 掛 金	923,531
売 掛 金	2,632,378	電 子 記 録 債 務	1,555,999
商 品 及 び 製 品	891,185	関 係 会 社 短 期 借 入 金	285,937
仕 掛 品	285,707	リ ー ス 債 務	1,809
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,245,412	未 払 金	516,115
前 渡 金	3,754	未 払 費 用	105,398
前 払 費 用	45,797	未 払 法 人 税 等	3,352
未 収 入 金	283,085	前 受 金	10,958
信 託 受 益 権	93,052	預 り 金	107,392
立 替 金	22,115	賞 与 引 当 金	242,508
仮 払 金	1,013	製 品 保 証 引 当 金	29,979
未 収 消 費 税	59,769	固 定 負 債	63,796
有 償 支 給 に か か る 資 産	1,322	リ ー ス 債 務	5,721
固 定 資 産	718,185	退 職 給 付 引 当 金	20,500
有形固定資産	299,763	長 期 預 り 金	37,575
建 物	42,572		
機 械 及 び 装 置	165,783	負 債 合 計	4,181,792
車 輛 運 搬 具	3,035	(純資産の部)	
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	65,942	株 主 資 本	3,705,761
リ ー ス 資 産	6,320	資 本 金	98,000
建 設 仮 勘 定	16,109	資 本 剰 余 金	2,686,397
無形固定資産	27,939	資 本 準 備 金	936,052
ソ フ ト ウ ェ ア	27,939	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,750,345
投資その他の資産	390,483	利 益 剰 余 金	921,364
破 産 更 生 債 権	30,700	そ の 他 利 益 剰 余 金	921,364
出 資 金	50	繰 越 利 益 剰 余 金	921,364
繰 延 税 金 資 産	288,225		
敷 金	99,725	純 資 産 合 計	3,705,761
差 入 保 証 金	1,264	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,887,554
長 期 預 託 金	1,217		
貸 倒 引 当 金	△ 30,700		
資 産 合 計	7,887,554		

個別注記表

I.重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 製品及び仕掛品：総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 商品及び原材料：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

③ 貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価格は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

保証期間内に発生する無償修理に対する支出に備えるため、無償修理費の見積額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

地域職種限定社員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。